

# 高付加価値型インバウンド観光地づくりに向けたスルーガイド育成事業業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

## 1 事業概要・目的

兵庫県がターゲットとする高付加価値旅行者のニーズに応えるため、旅行商品の付加価値や旅行者の満足度を向上させる優良なガイド人材が求められている。そこで、兵庫テロワール旅やひょうごフィールドパビリオンなど、県内の特色ある観光地や体験型コンテンツを周遊するルートを用いた研修を実施し、本県の魅力に精通した「スルーガイド」を育成する。また、育成したガイドが自立して活動ができるようにするためには、単に机上や実地でのガイディング研修、登録にとどまらず、活動機会の創出まで見据えた取組が必要である。

ついては、ひょうご観光本部（以下、「観光本部」という。）では、県内周遊旅行の満足度及び消費額向上に向けた受入環境整備の一環として、実地研修及びガイドを扱う旅行会社等を交えた研修・プレゼンテーションを通じて、兵庫県内を周遊する旅行に対応できる人材の育成と育成後の実務経験につながる機会の創出を一体的に行う。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 業務委託料

4,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 4 応募資格

本プロポーザルへ応募することができる者は、次のすべてを満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 業務の実施にあたり、観光本部との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他特定労働者の適正な労働条件を確保していること。
- (5) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募書類の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

オ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

- (6) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (7) 複数の者がグループを構成して応募する場合は、次の事項に注意すること。
  - ア 代表者を選出し、応募等委託者とのやり取りについては代表者が行うこと。
  - イ 申請書の記名押印等については、すべての構成者が行うこと。
  - ウ 申請については、1者につき1提案に限る。また、グループの構成者は他のグループの構成者となり又は単独で申請を行うことはできない。
  - エ 代表者及びその構成者は上記の(1)～(6)のすべてを満たすこと。

## 5 公募スケジュール

公募開始	令和8年5月14日（木）
質疑の受付	令和8年5月14日（木）～5月21日（木）17時まで
参加表明	令和8年5月21日（木）17時まで
質疑に対する回答	令和8年5月26日（火）（予定）
応募書類の提出	令和8年5月29日（金）17時まで
プレゼンテーション審査	令和8年6月5日（金）
契約の締結	受託候補者決定後、すみやかに

## 6 提案に係る手続

### (1) 募集期間

#### ア 参加表明

本プロポーザルに応募する意思がある者は、令和8年5月21日（木）17時までに参加表明書（様式1）を電子メールにて送付すること。

#### イ 提案書類

(ア) 企画提案書（様式任意） 10部

(イ) 見積書（様式任意） 10部

(ウ) 暴力団の排除に関する誓約書（様式2（押印不要）） 1部

#### ウ 提案書類受付期間

令和8年5月29日（金）まで（土日祝を除く）

※ 締切後はいかなる理由があっても、提出を認めない。

### (2) 提出先

「11 事務局」まで

### (3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参及び郵送の場合も、電子メールにて提案書類のデータを提出すること。いずれも受付期間内必着とする。

※郵送による場合は、郵便追跡サービス等、配送状況が確認できるサービスを利用すること。

### (4) 質疑の受付及び回答

#### ア 受付期間

令和8年5月21日(木)17時まで

イ 提出方法

電子メールにより事務局に提出すること。(様式任意)

ウ 質疑に対する回答

原則、観光本部のホームページにおいて、すべての質疑及び回答を公表する。ただし、質疑又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、提出書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問合せは受け付けない。

(5) 応募に関する留意事項

ア 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。

イ 必要に応じ、応募者に対して個別に提出書類の内容の確認、追加書類の提出依頼、ヒアリング等を行うことがある。

ウ 提案に係るすべての費用は応募者の負担とする。

エ 参加表明後に応募を取りやめる場合、及び提出書類提出後に辞退する場合は、その旨と理由を事務局まで電子メールにより連絡すること。

## 7 受託事業者等の選定

(1) 選定方法

審査会を設置し、別紙審査基準案に基づき、提案内容を総合的に審査し、最も高い評価を得た応募者を受託候補者として選定する。また、1位の者が複数いる場合は、会長が受託候補者を決定する。

審査においては、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。

なお、応募者が多数の場合は、提出書類を基に事務局が事前審査し、5者程度に絞ったうえで実施する。事前審査の結果、プレゼンテーション対象とならなかった応募者に対しては、電子メールによりすみやかに通知する。

ア 日時・場所

(ア) 日時：令和8年6月5日(金) 午後

(イ) 場所：兵庫県庁周辺

※日時、場所その他実施方法の詳細は、別途個別に通知する。

イ その他

(ア) プレゼンテーションは、応募時に提出した資料に沿って行うこととし、当日の追加資料は認めない。

(イ) プレゼンテーション参加のための交通費等は応募者の負担とする。

(ウ) 当日、モニター等の使用を希望する場合は、提案書類提出時に申し出ること。

(エ) プレゼンテーションにおける説明内容及び質疑に対する応答内容は、提出書類と同様に公式なものとして取り扱う。

(オ) 必要に応じて、オンラインでの実施に切り替える場合がある。

(2) 選定結果の通知

選定結果の通知は、事務局から応募者全員に対して文書で通知する。

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

- ア 「4 応募資格」に該当しない場合
- イ 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ウ ほかの応募者との談合、協調行為が疑われる場合
- エ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
- オ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと
- カ プレゼンテーション審査に参加しなかった場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行うこと

(4) 応募者が1者である場合の措置

応募者が1者であっても、審査を実施する。ただし、審査の結果、受託候補者を選定しない場合がある。

## 8 選定の取消し

- (1) 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、選定を取り消すことがある。
- (2) 受託候補者として選定された者が、契約締結までに、本要項に定める応募資格を喪失したときは、選定を取り消す可能性がある。

## 9 契約締結に関する事項

- (1) 受託候補者に選定された者と業務委託契約締結に向けた協議を行う。契約時の業務実施内容は提案内容を基本とするが、審査会での審査結果を踏まえ、提案内容から修正を求める場合がある。
- (2) 受託候補者は、原則として、7（2）の結果通知日の翌日から起算し7日以内に契約を締結しなければならない。
- (3) 契約書の作成に必要な経費は、双方の負担とする。

## 10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、本体価格に100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- (3) 一度提出のあった書類は、原則として差替えを認めない。
- (4) 受託候補者となった者が、応募資格を喪失した場合、又は契約前協議が調わない場合、本部は審査の結果が時点だった者と契約を締結することができる。その場合、該当者に対して、別途その旨を通知する。
- (5) 提案時に応募者が提示する金額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は受託候補者決定後に締結する契約書による。

## 11 事務局

公益社団法人ひょうご観光本部 経営企画課 担当：蓑島

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話 : 078-361-7661 (直通) FAX : 078-361-7662

E-mail : [minoshima@hyogo-tourism.jp](mailto:minoshima@hyogo-tourism.jp)

## 審査基準案

評価項目	視点	配点
<b>1 業務理解度の評価</b>		
事業背景と目的の理解	兵庫県がターゲットとする「高付加価値旅行者」のニーズを把握し、スルーガイドが求められている背景や役割を理解したうえで、一貫した支援を行う意義を捉えているか。	15
<b>2 企画構成の評価</b>		
全体企画構成	全体を通して「兵庫テロワール旅」や「ひょうごフィールドパビリオン」などの観光政策の意図や魅力が受講生に伝わる内容となっているか。	10
KPI達成に向けたアプローチ	各業務において、目標数値（KPI）達成に向けたアプローチが明確となっており、目標を見据えたスケジュールが組まれているか。	5
<b>3 企画提案内容の評価</b>		
受講生の募集・選考	質の高い受講者確保のため、受講希望者を広く効果的に募集し、かつ一定水準以上の人材を見極めるための選考方法等が具体的か。	15
実践的な研修	モニター・専門家からのフィードバックや地域住民やローカルガイドとの交流機会の創出など、受講生へのインプットが適宜行われる質の高い研修となっているか。	10
研修テーマ設定	兵庫五国が網羅され、県の施策意図を組み、ストーリー性をもった研修ルートが設定されているか。	10
旅行会社とのマッチング機会創出	プレゼンテーションにおいて、旅行会社とマッチングさせ、実際の仕事へとつながることを念頭においた具体的なプログラムや仕掛けが提案されているか。	15
<b>4 実施体制</b>		
円滑な運営・調整能力	県内で広く活動を行うにあたり、研修行程の管理や移動手段等の手配、施設との調整が的確に行われ、かつ委託者と密に連携し、協議・報告が行える体制が整っているか。	10
ネットワーク	ガイドングの専門家やモニターなど、事業の費用対効果が高まる質の高い人材とのつながりを有し、具体的な提案がなされているか。	5
<b>5 予算</b>		
見積りの妥当性	各業務実施に係る費用が具体的に積算され、かつ妥当であるか。	5